

沿岸広域振興局長告示第57号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定障害児通所支援事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年5月17日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

児童発達支援・放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351000039	ええ町づくり隊高田支部 さぼーとほう す すてっぷ	陸前高田市高田町字鳴石48番地1	平成28年3月31日